

実績評価書

平成20年8月

評価の対象となる施策目標	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
--------------	--------------------------------------

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	I	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	1	地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること
施策目標	1-1	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
個別目標 1	医療計画に基づく医療機関を整備すること	
	(主な事務事業) ・医療施設近代化施設整備事業	
個別目標 2	へき地保健医療対策を推進すること	
	(主な事務事業) ・へき地医療支援機構の設置・運営 ・へき地医療拠点病院及びへき地診療所等の設置・運営	
個別目標 3	医療連携体制を構築すること	
	(主な事務事業) ・医療連携体制推進事業	
	※重点評価課題(患者本位の医療体制の構築)	
個別目標 4	救急体制を整備すること	
	(主な事務事業) ・救急救命センター運営事業 ・小児救急医療拠点事業 ・小児救急医療拠点病院実施事業 ・ドクターヘリ導入促進事業	
	※重点評価課題(救急医療体制の整備)	
個別目標 5	病院への立入検査の徹底	
	(主な事務事業) ・医療法第25条第1項に基づく立入検査 ・医療法第25条第3項に基づく立入検査	
個別目標 6	多様なサービスを提供する事業者の医療関連サービス市場への参入促進を図ること	
	(主な事務事業) ・医療関連サービス対策事業	
施策の概要(目的・根拠法令等)		
1 目的等 国民の医療に対する安心、信頼の確保を目指し、医療計画制度の中で医療機能の分化・連携を推進すること等を通じて、地域において切れ目のない医療の提供を実現し、		

患者の多様なニーズ等に対応した医療関連サービスの提供を促進することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。

2 根拠法令等

- 医療法（昭和23年法律第205号）
- 医療法施行令（昭和23年政令第326号）
- 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）
- 医療提供体制の確保に関する基本方針（平成19年厚生労働省告示第70号） 等

主管部局・課室	医政局指導課
関係部局・課室	医政局経済課

2. 現状分析

人口の急速な高齢化が進む中で、疾病構造が変化し、生活習慣病が増加している。そのような状況下で生活の質の向上を実現するため、特に、4疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病）に対応した医療連携体制の早急な構築を図る必要がある。

さらに、産科・小児科、へき地等における医師不足の問題等多くの問題が指摘されているが、地域における医療提供体制の確保において重要な課題となる5事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。））に対応した医療連携体制の早急な構築を図る必要がある。

また、病院を良質かつ適正な医療を行う場にふさわしいものとするため、病院が医療法及び関連法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査する必要がある。

さらに、質の高い医療サービスが適切に提供される体制を確立することが重要であることから、患者・国民のニーズに合った医療関連サービスを提供する必要がある。

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H15	H16	H17	H18	H19
※【 】内は、目標達成率（実績値/達成水準）						
1	各都道府県の医療計画において定められた4疾病5事業に係る医療連携体制の構築率（単位：％） (-)	-	-	-	-	-
2	病院への立入検査における指摘に対する遵守率（単位：％） (-)	96.7	96.7	97.0	97.2	集計中
3	医療関連サービス事業の事業者数 (単位：数) (-)	5,759	5,911	6,072	6,230	6,396
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1については、各都道府県が平成20年度から推進する新たな医療計画を踏まえて評価するため、平成19年度は評価不能。 ・ 指標2について、医政局指導課が各都道府県等から報告を受けて集計したもの。平成19年度の数値については、現在集計中であり、平成20年12月に公表予定。 ・ 指標3については、医政局経済課医療関連サービス室調べによる。（医療関連サービス事業の事業者の都道府県登録数、医療関連サービス事業者関連団体の会員数等の合計。） 						

施策目標の評価

【有効性の観点】

各種国庫補助等により病床不足率の減少、へき地医療拠点病院等や救命救急センター等の数の増加等が図られているところである。今後、医療計画制度を通じた医療機能の分化・連携が推進されることにより、より良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるものと考えられる。

※医療計画制度：各都道府県が定める、医療提供体制の確保を図るための計画

【効率性の観点】

医療計画制度の中で都道府県ががんなどの4疾病5事業に係る医療連携体制の構築を進めることにより医療機能の分化・連携を推進することとしているが、この過程において各種国庫補助等を行うことにより都道府県の取組が着実に進められるよう支援を行

っている。

【総合的な評価】

医療計画制度を通じ日常医療圏の中で必要な医療を提供する体制の整備が図られるよう取組を進めている。がんなどの4疾病5事業に係る医療連携体制の構築については、都道府県の取組が着実に進められるよう支援を行っているところであり、医療機関の整備については、国庫補助事業等の取組により病床不足率が減少している。また、運営費等補助金や各種国庫補助等により、へき地医療拠点病院や救命救急センター等の数が増加しているなど、施策目標の達成に向けた取組が進んでいると評価できる。

さらに、医療法に基づく立入検査により医療の安全が確保されるとともに、民間事業者のサービスの活用により良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備が進められている。

4. 個別目標に関する評価

個別目標 1						
医療計画に基づく医療機関を整備すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	二次医療圏ごとの病床数の状況 (療養病床及び一般病床) (単位:%) (一)					
	病床過剰医療圏における平均過剰率	15.6	15.2	15.6	16.8	集計中
	病床非過剰医療圏における平均不足率	4.2	3.9	3.6	4.0	集計中
(調査名・資料出所、備考)						
・ アウトプット指標は、医政局指導課調べ(毎年度末現在)。平成19年度の数值については平成20年中にとりまとめの予定。						
※ 「病床過剰(非過剰)医療圏」:当該圏域における既存病床数が、医療計画に定められた基準病床数以上(未満)であるものをいう。						
※ 平均過剰率:病床過剰率((既存病床数/基準病床数-1)×100)を、全ての病床過剰医療圏を対象として算出したもの。						
※ 平均不足率:病床不足率((1-既存病床数/基準病床数)×100)を、全ての病床非過剰医療圏を対象として算出したもの。						
参考指標		H15	H16	H17	H18	H19
1	二次医療圏の総数(単位:数)	369	370	365	358	358
(調査名・資料出所、備考)						
・ 参考指標1は、医政局指導課調べ(毎年度末現在)						
個別目標1に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
医療機関を整備するため、病床不足地域等の医療の確保等を図ることを目的とした医療施設等施設整備費の国庫補助等といった取組を行っている。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名:医療施設近代化施設整備事業						
平成19年度予算額:医療提供体制施設整備交付金11,065百万円の内数(補助割合:[国1/3相当][事業者2/3相当])						
一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()						
実施主体:本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(医療法人等)						
概要:老朽化した病院の建て替えなど病院における患者の療養環境等の改善等を促進し、もって医療施設の経営の確保を図ることを目的とする経費を助成する。						

個別目標 2						
へき地保健医療対策を推進すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	無医地区の数(地区)(単位:地区数) (無医地区の解消/一)	—	786	—	—	—
(調査名・資料出所、備考)						
・ 評価指標は、「無医地区等調査」(医政局指導課調べ)による。 (5年ごとの調査であり、前々回(平成6年)は997地区、前回(平成11年)は914地区)						
※無医地区:原則として医療機関のない地域で、当該地区の中心な場所を起点としておおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区						
参考指標						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	へき地医療支援機構の数 (単位:数)	37	39	39	39	集計中
2	へき地医療拠点病院の数 (単位:数)	236	244	248	253	集計中
(調査名・資料出所、備考)						
・ 参考指標1及び2は、医政局指導課調べ(各年度末現在)による。 ・ 平成19年度の数值については現在集計中であり、平成20年9月に確定値等を確定する予定である。						
※へき地医療:無医地区や無医地区に準じる地区などにおいて提供される医療						
※へき地医療支援機構:都道府県単位で設置され、広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を行う機関						
※へき地医療拠点病院:無医地区や無医地区に準じる地区などを対象として、へき地医療支援機構の指導・調整の下に、へき地における医療活動を継続的に実施できると認められる病院						
個別目標2に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
へき地保健医療計画(へき地・離島における医療の確保の方針を示すために国の策定方針に基づき各都道府県が地域の実情に応じて策定した計画(注))に基づき、へき地における医療提供体制を充実させるために、へき地診療所への支援、巡回診療への支援、へき地診療所を支援する病院の整備、へき地診療所への代診医の派遣などの取組を推進してきている。						
その結果、へき地医療支援機構の数、へき地医療拠点病院の数とも着実に増加してきている。また、無医地区の数は、昭和59年に1,276地区であったものが、平成16年には786地区に減少している。この間の交通事情が改善されていること等も考え併せるとしても、一定の効果を上げているものと評価できる。						
(注)第9次計画(平成17年度まで)までは国が策定。						
※ 第10次へき地保健医療計画 http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/05/tp0516-1.html						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 :へき地医療支援機構の設置・運営						
平成19年度 :472百万円(補助割合:[国1/2][都道府県1/2])						
予 算 額 :一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()						
実 施 主 体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 : 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人						

概要	その他 () へき地診療所等からの代診医の派遣要請への対応等、広域的なへき地医療支援事業の企画・調整及び派遣の実施等を行うために、都道府県単位で設置されるへき地医療支援機構の運営に要する経費を助成する。
事務事業名	へき地医療拠点病院及びへき地診療所等の設置・運営
平成19年度 予算額	1,568百万円 (補助割合： へき地医療拠点病院の場合 [国 1/2] [都道府県 1/2] へき地診療所(沖縄)の場合 [国 3/4]、[事業者 1/4] へき地診療所(公的医療機関)の場合 [国 2/3] [事業者 1/3] へき地診療所(民間)の場合 [国 1/3] [事業者 2/3]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他 ()
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(医療法人等)
概要	へき地医療支援機構の指導・調整の下に、無医地区等を対象とした巡回診療、へき地診療所等への代診医等の派遣等を行うへき地医療拠点病院及び無医地区等において地域住民に医療を提供するへき地診療所の運営等に要する経費を助成する。

個別目標3 医療連携体制を構築すること						
個別目標に係る指標 アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	各都道府県の医療計画において定められた4疾病5事業に係る医療連携体制の構築率(一) ※施策目標に係る指標1と同じ	-	-	-	-	-
(調査名・資料出所、備考) ・指標1については、各都道府県が平成20年度から推進する新たな医療計画を踏まえて評価するため、平成19年度は評価不能。						
個別目標3に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から) 各都道府県が平成20年度から推進する新たな医療計画により医療機関相互の機能分化・連携の推進することを通じて、地域において切れ目のない医療の提供を実現し、質の高い医療を安心して受けられる体制の構築を図っている。がん等の4疾病及び5事業ごとに具体的な医療連携体制を構築するとともに、医療計画における分かりやすい指標と数値目標等を明示して事後評価できる仕組みを構築することとしている。 このため、医療計画の作成に向け都道府県の取組が着実に進められるよう、平成19年7月20日付けで医療計画作成指針(医政発第0720003号厚生労働省医政局長通知)を示す等により支援を行った。 ※ 医療計画作成指針 http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshou/iryouseido01/pdf/keikaku.pdf						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名	医療連携体制推進事業					
平成19年度 予算額	医療提供体制推進事業費補助金14,689百万円の内数 (補助割合:[国1/2][都道府県1/2]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()					
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()					
概要	がん、脳卒中、小児救急など主要な事業ごとの医療連携体制の構築を目的として、地域連携クリティカルパスの整備、医療機関データベースの作成、合同症例検討会の開催等を都道府県が主体となって実施する経費を助成する。					

個別目標 4						
救急体制を整備すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	救命救急センターの設置箇所数 (単位:数)(一)	170	178	189	201	208
2	小児救急医療支援事業の実施地区 (上段)及び小児救急医療拠点病 院実施事業の実施箇所(下段) (単位:数) (前年度以上/毎年度)	124 ----- 14	139 ----- 21	136 ----- 27	144 ----- 28	144 ----- 29
3	ドクターヘリの実施都道府県数 (単位:数)(一)	8	8	10	10	13
(調査名・資料出所、備考)						
・ アウトプット指標1、2及び3は、医政局指導課調べによる。						
個別目標4に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
小児救急医療支援事業や小児救急拠点病院などの基準単価の増額等各種国庫補助の充 実等の取組により、救命救急センターや小児救急医療支援事業及び拠点病院など、各指 標とも増加傾向にあることから、救急医療体制の整備については一定の効果をあげてい るものと評価できる。しかしながら、奈良県において発生した妊婦救急搬送の事案をは じめ、救急搬送の受け入れに時間を要した事案の報道が相次ぎ、大きな社会不安となっ ていることから、これらに対する新たな施策を実施し、不安の解消を図る必要がある。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 :救命救急センター運営事業						
平成19年度 予 算 額 :医療提供体制推進事業費補助金14,689百万円の内数 (補助割合:[国1/3][都道府県1/3][事業者1/3]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()						
実 施 主 体 :本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(医療法人等)						
概要:脳卒中、心筋梗塞、頭部外傷等の重篤な救急患者を受け入れるため、高度の診療 機能を有する24時間体制の体制の救命救急センターの運営に必要な経費を助成 した。						
事務事業名 :小児救急医療支援事業						
平成19年度 予 算 額 :医療提供体制推進事業費補助金14,689百万円の内数 (補助割合:[国1/3][都道府県1/3][市町村1/3]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()						
実 施 主 体 :本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(医療法人等)						
概要:小児科を標榜する病院群又は病院が輪番制方式又は共同利用型方式により、休 日・夜間の小児救急患者を受け入れる体制を確保するために必要な経費を助成 すること。						
事務事業名 :小児救急医療拠点病院運営事業						
平成19年度 予 算 額 :医療提供体制推進事業費補助金14,689百万円の内数 (補助割合:[国1/2][都道府県1/2]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()						
実 施 主 体 :本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(医療法人等)						
概要:二次医療圏単位での小児救急医療の確保が困難な地域において、広域(原則複 数の二次医療圏)を対象に小児救急患者を受け入れる体制を確保するために必						

要な経費を助成すること。	
事務事業名	ドクターヘリ導入促進事業
平成19年度 予 算 額	医療提供体制推進事業費補助金14,689百万円の内数 (補助割合：[国1/2][都道府県1/2]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(医療法人等)
概要	救命率の向上及び広域患者搬送を目的として、救急患者に早期に治療を開始するとともに、医療機関へ迅速に搬送するドクターヘリ(医師が同乗する救急専用ヘリコプター)を救命救急センターに配備するために必要な経費を助成すること。

個別目標5						
病院への立入検査の徹底						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	病院への立入検査件数(単位:件数) (全病院に原則年一回実施/毎年度)	8,645	8,669	8,518	8,464	集計中
2	立入検査結果の遵守率(単位:%) (一)	96.7	96.7	97.0	97.2	集計中
(調査名・資料出所、備考)						
・ 指標については、医政局指導課が各都道府県等から報告を受けて集計したもの。 平成19年度の数値については、現在集計中であり、平成20年12月公表予定。						

個別目標5に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)	
医療法に基づく立入検査を実施し、病院の人員、構造設備等が医療法に基づく基準を遵守しているか確認するとともに、安全管理のための体制の確保等について適切な指導を行うことにより、医師数等の遵守率が高まっており、立入検査の効果が出ている。 また、高度な医療を提供する特定機能病院は一般の病院および有床診療所より高度な安全管理のための体制の確保が義務付けられているが、各地方厚生局が実施する特定機能病院の立入検査については実施率が100%となっており、特定機能病院に義務化されている安全管理のための体制確保について指導が徹底され、医療の安全性を高めている。	

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	医療法第25条第1項に基づく立入検査
平成19年度 予 算 額	一百万円 (事業としての予算はありません) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(保健所設置市及び特別区)
概要	特定機能病院以外の病院について、医療法に基づく立入検査は自治事務として各都道府県等が実施しており、国は、各都道府県が適切に立入検査を実施できるよう、立入検査要綱を示すとともに、毎年度、留意事項等の周知徹底を図っている。
事務事業名	医療法第25条第3項に基づく立入検査
平成19年度 予 算 額	一百万円 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()
概要	高度の医療を提供する特定機能病院は、一般の病院及び有床診療所より高度

な安全管理のための体制の確保が義務付けられていることなどから、厚生労働大臣が承認することとなっており、立入検査も、厚生労働省が各都道府県等と合同で行っている。

安全管理体制及び院内感染防止対策の確保状況についても検査を行った上で、不適切な事例があった場合は、早急に改善を図るよう指摘・指導を行っている。

個別目標 6						
多様なサービスを提供する事業者の医療関連サービス市場への参入促進を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	医療関連サービス事業の業者数 (受託事業者数)(単位:件) (一)	5,759	5,911	6,072	6,230	6,396
2	医療関連サービス事業の市場規模 (業務委託施設数)(単位:件) (一)	—	—	22,105	—	—
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1は、医政局経済課医療関連サービス室調べによる。(医療関連サービス事業の事業者の都道府県登録数、医療関連サービス事業者関連団体の会員数等の合計。) 指標2は、3年ごとに行う「医療施設調査(静態・動態)」(大臣官房統計情報部調べ)における給食(患者用)、滅菌(治療用具)、保守点検(医療機器)、清掃の各業務を委託している病院の延べ数による。(前々回(H11)は19,712件、前回(H14)は21,182件) 						
個別目標6に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
<p>医療関連サービス事業の業務委託については、原則として医療機関の判断により自由に行えることとする一方、特に医師等の診療等に著しい影響を与える業務については、委託する際の受託事業者の基準を設け、医療関連サービスの質の確保及び事業者の健全育成を図っている。</p> <p>よって、業務委託の水準を確保することにより、安全で安心な医療サービスの提供が図れることから、医療機関においては、患者・国民の多様なニーズに対応するため、民間の専門事業者に外部委託することとなり、受託事業者数も毎年増加していることから、有効性があると考えられる。</p> <p>また、そのサービスの質の確保を図るため、法令に基づき、必要最小限の規制を行っているところであり、これを通じて多くの事業者により競争が行われ、患者の多様なニーズ等に対応した医療関連サービスが提供されるため、効率性があると考えられる。</p> <p>これらのことから、医療と密接に関連した民間事業者のサービスの活用については、その事業者数も毎年増加していることから、事業者間の競争を通じて多様な医療関連サービスが効率的に提供されていると考えられ、また、実際に各種業務委託を行っている施設数も例年増加していることから、施策目標の達成に向けて進展があったと評価できる。</p> <p>今後とも、医療機関や患者のニーズの多様化等に対応しつつ、医療関連サービス事業の業務委託の更なる進展を図る観点から、医療機関が医療関連サービスを安心して委託できるような基準作りなどを行うために、医療関係サービス事業者に対する情報収集や情報発信に引き続き取り組む必要がある。</p>						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 医療関連サービス対策事業						
平成19年度 : 4百万円						
予 算 額 : 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()						
実 施 主 体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要: 医療関連サービスに関する種々の問題についての検討及び個別のサービスについて提供する業務内容等の具体的基準の作成等。 また、都道府県担当者向けの指導手引き書の作成及び地方会議の開催。						

5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率
指標1 目標達成率 -% 指標2 目標達成率 -% 指標3 目標達成率 -% (目標達成率を算定できない場合、その理由) 達成水準を設定していない。
2 評価結果の政策への反映の方向性
i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○) (理由) 「安心と希望の医療確保ビジョン(平成20年6月)」等に沿って、予算の新規要求拡充要求等を要求中。
3 施策目標等に係る指標の見直し(該当するものすべてに○)
(施策目標に係る指標) i 指標の変更を検討 ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討 (個別目標に係る指標) i 指標の変更を検討 ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討 (理由)

6. 特記事項

①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等) 健康保険法等の一部を改正する法律案及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成18年6月13日参議院厚生労働委員会) 「医療計画制度の見直しに当たっては、数値目標の設定や、達成のための措置の結果、地域格差が生じたり、患者・住民が不利益を被ることがないように配慮すること。また、医療連携体制の構築に当たっては、地域の医療提供者の意見を十分尊重するとともに、地域医療連携については、地域連携クリティカルパスの普及等を通じた連携体制の確立を図るため、診療報酬上の評価等によりその支援に努めること。」 平成17年度決算に係る衆議院の議決(平成19年10月18日衆議院) 「国民の医療に対する信頼確保と良質な医療提供体制の実現に向け、適正な医療費の在り方を検討するとともに、病院勤務医の勤務環境の改善、医師の地域偏在の解消、小児科医や産科医の適正配置、救急医療体制の充実強化等に全力で取り組むべきである。」
②各種政府決定との関係及び遵守状況 第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説から抜粋 「今、医療現場は様々な問題に直面していますが、国民の皆様が安心できるように、患者本位の医療体制を構築します。」 「ITを活用して救急情報を関係機関と共有するなど、救急医療の体制を整備します。」
③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況 「小児医療に関する行政評価・監視」(平成19年9月12日)要旨 「子ども・子育て応援プラン」で掲げた平成21年度までにすべての小児救急医療圏で、夜間、休日でも適切な小児救急医療を提供できる体制を整備するとの目標が達成で

(I - 1 - 1)

きるよう、当省のアンケート調査結果を参考に、一層効果的な対策を検討・実施するとともに、都道府県に対し、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 整備済みとしている地区における小児救急医療の空白時間帯の状況を的確に把握し、地域の実情に応じた解消に向けた取組を推進するよう助言
- ② 小児救急医療の提供体制の整備に関する効果的な取組事例の収集と都道府県への情報提供

④会計検査院による指摘

⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

該当無し